

答申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月15日4教教第3567号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、免許状欄及び研究歴欄に記載された情報は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、〇〇高校〇〇教頭（以下「本件教頭」という。）の令和4年度における職員調書である。

(2) 本件公文書の開示決定等の状況

ア 本件決定について

実施機関は、本件公文書に記載された本件教頭の職員番号、生年月日、年齢、写真、学歴、免許状、役職名（教育関係団体等）、賞罰等、研究歴、現住所及び住宅の種類、生活の本拠地、通勤方法、健康状況、家族の状況、公立学校等に勤務する近親者、特技、趣味及び特記事項に関する項目について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

イ 本件決定以外の決定状況について

実施機関は、本件決定以外にも、施設課職員及び本件教頭の研修歴について、作成も取得もしていないとして公文書非開示決定を行うとともに、施設課参事補佐の職員調書並びに県立高等学校参事の職員調書及び研修歴について、公文書部分開示決定を行っているが、審査請求人は、これらの決定に対して、審査請求を行っていない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和4年12月7日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年12月15日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和5年1月1日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和5年2月9日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) 議員の学歴、学校名は開示され、先生も教育の公人であることから、学校名は開示してよいのではないか。学部、学科は職業に関する事項であり開示すべきである。
- (2) 議員の年齢、卒業年は開示されることから、教育者も開示してよいのではないか。
- (3) 免許状の種類と教科は給料に関わってくるので、公務員であるので開示すべきではないか。
- (4) 議員や農業委員の写真は開示され、先生も公人であることから開示すべきである。
- (5) 役職名（教育関係団体等）、賞罰、研究歴も開示すべきである。
- (6) 某市役所にて、農業委員や教育委員、固定資産評価審査委員、監査委員等は生年月日、履歴書、住所が開示になると知った。
- (7) 教員は多くの生徒を教えることから、知名度は農業委員等よりも上であり、ましてや教頭や校長となると管理職であり、公人ではないか。
- (8) 農業委員、教育委員レベルで開示してもよいのではないか。

5 実施機関の説明要旨

(1) 条例第7条第1項第1号該当により非開示とした情報

職員番号、生年月日、年齢、写真、学歴、免許状、役職名（教育関係団体等）、賞罰等、研究歴、現住所、左の住宅の種類、生活の本拠地、通勤方法、健康状況、家族の状況、公立学校等に勤務する近親者、特技、趣味、特記事項に関する項目。

(2) 非開示とした理由

ア 職員番号

人事管理のため職員個人に割り振られている個別の番号であり、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。

イ 生年月日、年齢

職員個人の情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。

ウ 写真

職員の容姿を写したものであり、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。

エ 学歴、免許状

職員の学歴及び職員個人が取得した教員免許状等を記載するものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

オ 役職名（教育関係団体等）

実施機関以外の、教育関係団体等における役職名を記載するものであり、本県事務事業と関係ないものも含まれる場合があるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

カ 賞罰等

職員がこれまで受けた表彰及び処罰等を記載するものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

キ 研究歴

職員がこれまで行った研究等を記載するものであり、業務外に行われた私的な研究等も含まれている場合があるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

ク 現住所及び住宅の種類、生活の本拠地、通勤方法

住所等の情報及び通勤に関する情報が記載されるものであり、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。

ケ 健康状況

職員の既往症、現在の健康状況、過去の休職等、身体障がいの状況等が記載されるものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

コ 家族の状況、公立学校等に勤務する近親者

家族等の氏名、勤務先などが記載されるものであり、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。

サ 特技、趣味

職員の特技、趣味が記載されるものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

シ 特記事項

勤務等について特に考慮してもらいたい事項があれば記載されるものであり、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

職員調書とは、任命権者が、適切な人事管理を行うことを目的として、各職員の資格、経歴、住所、家族、健康状態や勤務希望等、私事に関する情報を収集するための書類であり、毎年度本人によって作成され、提出されるものである。

なお、令和4年度職員調書作成要領（管理職・事務局用）によると、県立学校の校長、教頭等の管理職職員については、一般の県立学校教職員と異なり、管理職職員用の様式で作成することとされている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

実施機関が本件公文書のうち、条例第7条第1項第1号該当を理由として非開示とした部分について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書の該当性を判断する。

ア 本号の趣旨

(ア) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

(イ) 本号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議

への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要があり、この規定により開示されることにはならない。

イ 該当性の判断

(ア) 条例第7条第1項第1号本文該当性

本件公文書は、本件教頭の氏名、生年月日、年齢、本人の写真、職名等で構成されており、全体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本件公文書に記載された情報は、いずれも本号本文に該当すると認められる。

(イ) 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性

本件公文書に記載された情報は、人事管理上必要とされる職員個人の私事に関する情報であって、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報ではないことから、基本的に、本号ただし書ハに該当しない。

ただし、免許状欄及び研究歴欄に記載される情報は、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する内容である場合があるため、以下検討する。

a 免許状

免許状欄には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状に関する種類及び教科が記載される。

教員の要件については、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められており、教員免許状が必要とされている。

普通免許状には、学歴に対応した基礎資格別に、専修免許状、一種免許状、二種免許状の区分があり、また、同法第4条第5項に「中学校及び高等学校の教員の普通免許状（中略）は、次に掲げる各教科について授与するものとする。」と定められていることから、高等学校等の教員免許状は教科ごとに与えられるものであることが認められる。

そうすると、免許状の種類及び教科については、県立学校の教員としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であると解されることから、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報であると認められる。

したがって、当該情報は、本号ただし書ハに該当し、開示すべきで

ある。

b 研究歴

研究歴欄には、私人として又は公務員として行った研究等の情報が記載される。

当審査会が実施機関に確認したところ、本件公文書の研究歴欄に記載された情報は、いずれも公務員の職務として行われた研究等であるとのことであり、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報であると認められる。

したがって、当該情報は、本号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(ウ) 条例第7条第1項第1号ただし書イ、ロ及びニ該当性

本件決定におけるその余の非開示部分が本号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。